

脱法ドラッグ 追いつめる

新物質次々 規制方法を模索

脱法ドラッグを摂取したとみられる運転者が重大な事故を起こすなど、薬物の問題が深刻化している。似た作用の化学物質が次々に合成され、規制とのいたちごっこが続く。容易に合成される薬物には、どんな取り締まりが有効なのか。

脳神経細胞が減少

脱法ドラッグは、ハーブやお香などと偽装して売られる。刻まれた乾燥植物片に合成された化学物質（薬物）を混ぜ込んだハーブ様のものを、たばこのように煙を吸うと、興奮したり幻覚症状が出たりして、多くは大麻や覚醒剤と似た作用を示す。

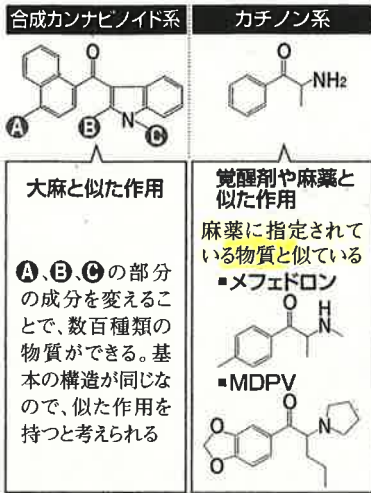
代表的な成分は、合成カンナビノイド系やカチノン系と呼ばれる化学物質。両方を混ぜ合わせていることもあるという。

前者は、体の脳などの中枢神経系に作用し、陶酔感を出したり意識をなくしたりする大麻に似たタイプ。後者は、

覚醒剤や麻薬に似た構造をもち、脳内のドーパミン神経系を刺激して興奮作用や陶酔感を出すという。それぞれ呼吸困難やけいれん、意識障害を引き起こす強い毒性や、継続使用で依存症になる危険性があると考えられている。

国立精神・神経医療研究センターの研究チームは、マウスを使って、合成カンナビノイド系の化合物のうち、8種類の成分を脳神経細胞に与える実験をした。すると、細胞が死んで数が減ったり、神経線維が切れたりするなど、細胞に対する強い毒性も確認された。

脱法ドラッグの主な成分の化学構造



似た構造 包括指定

脱法ドラッグは、麻薬のように精神毒性と強い依存性がある薬物もあるが、有害性が明確に確認されていない化学物質だ。

取り締まりは、薬事法で製造や所持を禁止する「指定薬物」に薬物ごとに指定することで行っている。指定は、論文などで「中枢神経系に有害である蓋然性が高いこと」が立証されればできる。

指定薬物は、脱法ドラッグを取り締まるために設けられた分類だが、化学物質を一つづつ指定するため、薬物の構造を少し変えて別の物質にすれば、規制から外れてしまう。別の物質になっても、作用は変わらないと考えられる

検査の迅速化研究

脱法ドラッグを麻薬に指定すれば、より罰則が重い麻薬取締法を適用できるが、麻薬に指定するには動物実験で依存性まで明らかにする必要があるという。

そこで、化学構造の一部を変える「いたちごっこ」対策として、国は指定薬物に定め

こうして作られた個々の物質を調べて規制するのは時間がかかる。そこで厚生労働省は、同様の化学構造をもつ合成カンナビノイド系のうち70種類とカチノン系のうち494種類をまとめて指定薬物とする包括指定をした。対象物質は市場に出なくなったという。

脱法ドラッグと指定薬物と麻薬の違い

有害性がどれだけ証明されているか		脱法ドラッグ	
大	小	麻薬	指定薬物
依存性			
精神毒性			
有害性			
大	小	麻薬および向精神薬取締法による規制	薬事法による規制
		摂取目的 製造、販売などを禁止	摂取目的 規制が難しい
		規制あり	規制なし

る前の脱法ドラッグでも、中枢神経への作用が強いと立証できれば未承認の「医薬品」とみなして、薬事法で取り締まる検討を始めた。

さらに、脱法ドラッグの販売を効果的に止めるには、危険性を迅速に検査することが重要。店先の検査で有害だと確認し、営業停止などにつなげるため、厚労省の研究班などが簡易検査装置の研究・開発を進めている。脱法ドラッグは多様化しており、どんな物質を検出対象にすれば、効果的かなどの検討も必要だ。

同センター依存性薬物研究室の松田正彦室長は「健康を守る脱法ドラッグを検出する仕組みを作り、既存の法律を適用させて流通を抑制させるなど、新しい規制の枠組みを考案することが必要だ」と話す。（今直也、田内康介）